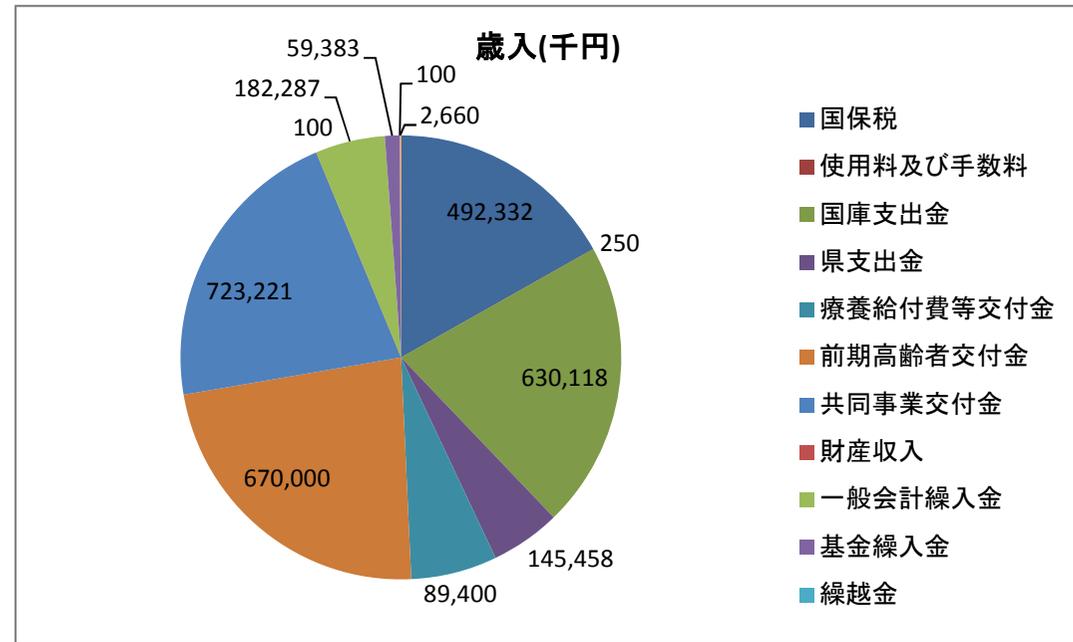


平成28年度 国民健康保険特別会計予算 【概要】

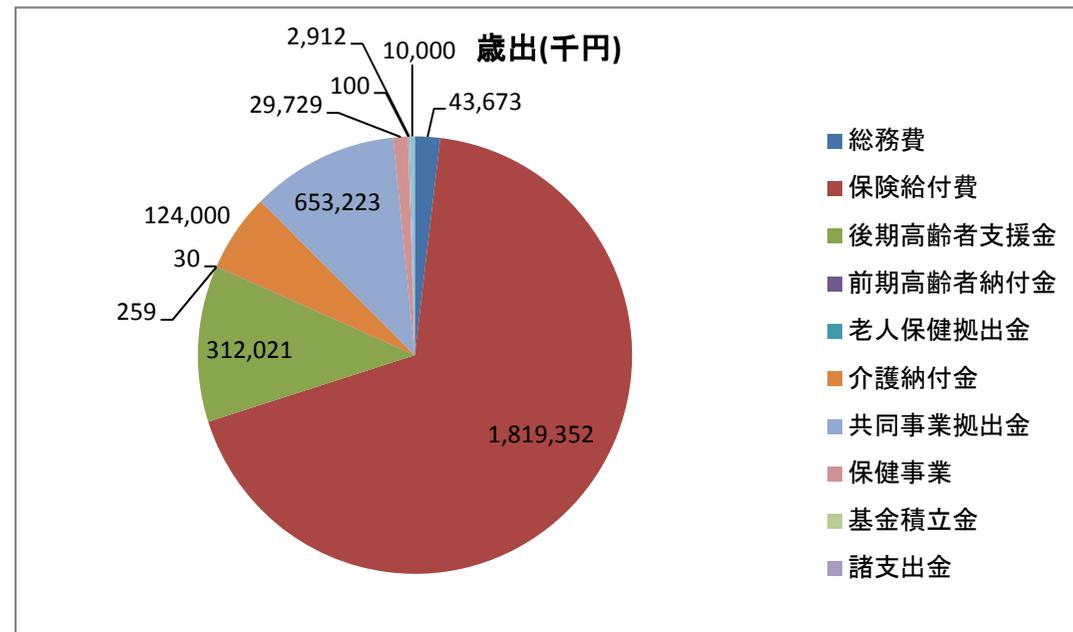
【歳入】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税	492,332	16.4
使用料及び手数料	250	0.0
国庫支出金	630,118	21.0
県支出金	145,458	4.9
療養給付費等交付金	89,400	3.0
前期高齢者交付金	670,000	22.4
共同事業交付金	723,221	24.1
財産収入	100	0.0
一般会計繰入金	182,287	6.1
基金繰入金	59,383	2.0
繰越金	100	0.0
諸収入	2,650	0.1
合 計	2,995,299	100.0



【歳出】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	43,673	1.5
保険給付費	1,819,352	60.7
後期高齢者支援金	312,021	10.4
前期高齢者納付金	259	0.0
老人保健拠出金	30	0.0
介護納付金	124,000	4.1
共同事業拠出金	653,223	21.8
保健事業	29,729	1.0
基金積立金	100	0.0
諸支出金	2,912	0.1
予備費	10,000	0.3
合 計	2,995,299	100.0



国民健康保険特別会計 平成27年度決算（見込）・平成28年度当初予算の概要【歳入】

内 容		H27決算見込み額 (単位:千円)	H28当初予算額 (単位:千円)	説 明	
国保税		500,154	492,322	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。	
一般分	医療(現年)	276,742	269,951	徴収金のうち医療給付に充てられるものです。	
	介護(現年)	40,903	41,080	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象：第2号被保険者（40歳～65歳未満）	
	後期(現年)	131,597	128,456	徴収金のうち後期高齢者支援金に充てられるものです。	
	医療(過年)	9,399	7,686	前年度までに納付されなかった国保税分です。（滞納繰越分）	
	介護(過年)	2,534	1,458		
	後期(過年)	4,410	3,351		
	退職分	医療(現年)	18,646	21,777	●退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が停止され、最後の適用者が65歳に達する平成26年度をもって廃止となります。
介護(現年)		6,618	7,681		
後期(現年)		8,940	10,477		
医療(過年)		197	216		
介護(過年)		71	82		
後期(過年)		97	107		
使用料及び手数料	督促手数料	244	250	督促状送付に伴うものです。（1件100円）	
国庫支出金		703,313	630,118		
国庫負担金	療養給付費負担金	478,836	442,646	市町村の療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用について、国が定率の負担をするものです。	
	高額医療負担金	17,105	18,400		
	特定検診負担金	2,319	2,564		
	小計	498,260	463,610		
国庫補助金	財政調整交付金	205,053	166,508	●退職被保険者：国保の被保険者であって、65歳未満の方、原則として被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者〔通算老齢（退職）年金にあつて加入期間が20年以上又は40歳10年以上の者〕が対象となります。障害年金等の受給者で老齢（退職）年金の受給権を有している者も含まれます。	
	小計	205,053	166,508		
県支出金		140,236	145,458		
県負担金	高額医療負担金	17,105	18,400	高額拠出金 ×1/4	
	特定検診負担金	2,260	2,564	特定健診等に係る費用の一部を県が負担するもの	
	小計	19,365	20,964	です。	
県補助金	財政調整交付金	120,871	124,494		
療養給付費等交付金		122,837	89,400		
	現年分	122,837	89,400	退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため、被用者保険等の保険者の拠出金を財源として交付されるものです。	
	過年分				
前期高齢者交付金		614,153	670,000	国保加入者における前期高齢者の割合に応じて交付されます。前期高齢者医療制度：65歳～74歳の方を対象とした、被用者保険（健保組合等）と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度です。前期高齢者の加入人数に応じて「前期高齢者交付金」が交付されます。（人数に応じて「拠出金」もあります。）	
	現年分	614,153	670,000		
共同事業交付金		661,618	723,221		
	高額医療交付金	62,400	73,601	【高額医療交付金:高額医療費共同事業】市町村国保からの拠出金（国と県で1/4ずつ負担）を財源とし、1件80万円を超えるレセプトに係る医療費を県単位で共同して負担する事業。 【保険財政交付金:保険財政共同安定化事業】市町村国保からの拠出金を財源とし、レセプトに係る医療費（30万円～80万円※H27からは1円～80万円）を県単位で共同して負担する事業。それぞれ交付される交付金。歳出としてそれぞれに対する拠出金があります。	
	保険財政交付金	599,218	649,620		
財産収入	基金利子	272	100	国民健康保険基金の運用利子です。	
繰入金		269,802	241,670		
一般会計繰入金	保険基盤(保険税分)	70,375	70,375	●保険基盤安定制度：低所得者を対象とした保険料（税）軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されます。	
	保険基盤(保険者分)	43,510	43,510		
	人件費	26,257	28,730		国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
	出産一時金	4,189	4,200		出産一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです。
	財政安定化	35,471	35,472		国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。
	計	179,802	182,287		※法定繰入分といわれるものです。
基金繰入金		90,000	59,383	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。	
繰越金		19,027	100	前年度会計からの繰越金です。	
諸収入		3,095	2,660		
	延滞金	2,976	1,710	国保税に係るものです。	
	雑入(第三者、返納金、指定公費等)	119	950		
合 計		3,034,751	2,995,299		

財政調整交付金：主に財政力を考慮して配分される国・県の交付金です。普通調整交付金と特別調整交付金に分かれます。

普通調整交付金：市町村間の財政力（医療供給体制の整備状況や産業構造の違いによる医療費や所得）の差に応じて、その程度に応じて交付されるものです。

特別調整交付金：普通調整交付金の基準では措置できない特別の事情（風水害等による保険料の減免や流行病などにより療養の給付費が多額になった場合などの特殊事情による財政難の不均衡など）がある場合に交付されるものです。

国民健康保険特別会計 平成27年度決算（見込）・平成28年度当初予算の概要【歳出】

内 容	H27決算見込み額 (単位：千円)	H28当初予算額 (単位：千円)	説 明
総務費	40,511	43,673	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	34,653	37,571	
一般職給与	26,288	28,730	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
嘱託・臨時	1,571	2,383	臨時職員賃金（庶務課算定額）※資格・給付関係
一般管理事業	4,619	4,207	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	1,090	1,161	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	1,085	1,090	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税费	5,767	5,760	
徴税事務費	3,702	3,695	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
嘱託・臨時	2,065	2,065	臨時職員賃金（庶務課算定額）※徴税関係
運営協議会事務費	91	342	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
保険給付費	1,821,406	1,819,352	保険給付に係る支出金の合計です。
療養諸費	1,593,335	1,595,902	療養の給付について保険者として負担する額です。
一般療養給付費	1,476,540	1,491,229	療養費用（医療・薬剤等）の個人負担分（例えば3割）を除いた残りを保険給付（保険者が負担）するものです。
退職療養給付費	96,672	84,230	
一般療養費	14,232	14,058	柔道整復師、補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後、申請により保険給付（保険者が負担）するものです。（個人負担分（例えば3割分）を除いた額）
退職療養費	946	909	
審査支払手数料	4,945	5,476	レセプト審査に係る費用です。※審査は国保連合会
高額療養費	220,753	215,880	
一般高額療養費	206,411	205,319	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
退職高額療養費	14,315	10,411	
一般高額介護合算	27	100	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
退職高額介護合算	0	50	
出産育児一時金	6,284	6,300	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり420,000円（産科医補償制度対象外の場合は404,000円）
葬祭費	930	1,050	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
移送費	104	200	負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	0	20	被保険者が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
後期高齢者支援金	317,442	312,021	
支援金	317,420	312,000	平成20年度に創設された「後期高齢者医療制度」の加入者の医療費（負担割合=国・県・市町村50%：現役世代40%：高齢者の保険料10%）のうち、現役世代分に充てられるものです。
事務費拠出金	22	21	
前期高齢者納付金	209	259	前期高齢者の割合に応じて負担するものです。（加入割合が少ないほど負担は大きくなる。加入割合の多さに応じて前期高齢者交付金として歳入がある）
事務費拠出金	22	22	前期高齢者医療制度：65歳～74歳の方を対象とした、被用者保険（健保組合等）と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度で、前期高齢者の加入人数の多い国保の財政支援を、若年者の加入の多い健保組合などから「前期高齢者交付金」として受けます。
納付金	187	237	
老人保健拠出金	14	30	老健法に基づき実施される医療と保健事業に要する費用について、保険者が共同で拠出するものです。医療費拠出金は医療に要する費用について拠出するもので、国2/10、県・市各1/10を負担し、残りの部分について各保険者の拠出金により賄われます。事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務等に要する費用、支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付等の業務に要する費用に充てられるものです。
医療費拠出金	0	10	
事務費拠出金	14	20	
介護納付金	139,501	124,000	介護保険制度への納付金です。 ※第2号被保険者（45～65歳未満）見込み数×一人当たりの負担見込額
共同事業拠出金	623,101	653,223	共同事業の実施主体：長野県国民健康保険団体連合会
高額医療費拠出金	68,420	73,602	高額医療費共同事業への拠出金です。（対象：レセプト1件当たり80万円超のもの）
保険財政拠出金	554,681	579,621	保険財政共同安定化事業への拠出金です。（対象：レセプト1件当たり30万円超～80万円のもの平成27年度からはレセプト1件当たり1円～80万円のもの対象になります。）
保健事業	25,990	29,729	
特定健診等	12,421	15,955	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	819	1,014	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	12,750	12,760	人間ドック受診に対する助成です。 対象者：35歳以上 補助金額：日帰り20,000円 1泊2日25,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	272	100	
諸支出金	54,389	2,912	
保険税還付金	2,221	2,550	保険税還付金に充てるものです。
償還金	52,167	2	国等の負担金・交付金の前年度精算に伴う返還金です。
還付加算金	0	260	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	1	100	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割→1割）が取られています。特例分（1割）については国が負担するものですが、過誤等があった場合に返還するものです。
予備費	0	10,000	
合 計	3,022,835	2,995,299	

●退職者医療制度:サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、国保の医療費負担は増加します。このような医療保険制度間の格差を是正するために、退職被保険者本人とその被扶養者に対する給付費（自己負担金以外の医療費）は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの交付金（療養給付費等交付金）により賄われています。保険税の計算方法及び給付については、退職被保険者と一般被保険者との違いはありません。

●退職被保険者:次の3つの条件すべてにあてはまる方
 (1)国保に加入している方
 (2)厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上（または40歳以降に10年以上）あつて老齢厚生年金・共済年金を受給している方
 (3)65歳未満の方